

第九十三回国会 法務委員会 議 録 第 六 号

(二三五)

平成二十九年三月二十四日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 鈴木 淳司君
- 理事 今野 智博君 理事 土屋 正忠君
- 理事 平口 洋君 理事 古川 禎久君
- 理事 宮崎 政久君 理事 井出 麻生君
- 理事 遠坂 誠二君 理事 國重 徹君
- 赤澤 亮正君 安藤 裕君
- 井野 俊郎君 奥野 信亮君
- 門 博文君 菅家 一郎君
- 城内 実君 鈴木 貴子君
- 辻 清人君 野中 厚君
- 藤原 崇君 古田 圭一君
- 宮川 典子君 宮路 拓馬君
- 山田 賢司君 吉野 正芳君
- 若狭 勝君 枝野 幸男君
- 階 猛君 山尾志桜里君
- 大口 善徳君 吉田 宣弘君
- 畑野 君枝君 藤野 保史君
- 松浪 健太君 上西小百合君

- 法務大臣政務官 井野 俊郎君
- 参考人 (日本大学大学院法務研究科教授) 角田 正紀君
- 参考人 (弁護士) 郷原 信郎君
- 参考人 (弁護士) 郷原 信郎君
- 参考人 (全司法労働組合中央執行委員長) 中矢 正晴君
- 法務委員会専門員 齋藤 育子君

三月二十三日

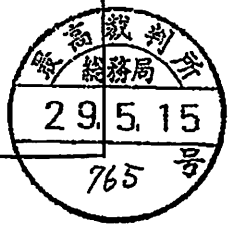
国籍選択制度の廃止に関する請願(佐々木隆博君紹介)(第四六八号) 同(高木美智代君紹介)(第四六九号)

第一類第三号 法務委員会議録第六号 平成二十九年三月二十四日

同(辻元清美君紹介)(第四七〇号) 同(西村智奈美君紹介)(第四七一号) 同(中川正春君紹介)(第五〇二号) 同(近藤昭一君紹介)(第五〇四号) 同(横路孝弘君紹介)(第五〇六号) 同(小川淳也君紹介)(第五〇七号) もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることに関する請願(佐々木隆博君紹介)(第四七二号) 同(高木美智代君紹介)(第四七三号) 同(辻元清美君紹介)(第四七四号) 同(西村智奈美君紹介)(第四七五号) 同(中川正春君紹介)(第五〇三号) 同(近藤昭一君紹介)(第五〇四号) 同(横路孝弘君紹介)(第五〇五号) 同(小川淳也君紹介)(第五〇八号) 共謀罪(テロ準備罪)法案の国会提出反対に関する請願(大平喜信君紹介)(第四七九号) 同(穀田恵二君紹介)(第四八〇号) 同(真島省三君紹介)(第四八一号) 複国歌籍の容認に関する請願(中川正春君紹介)(第五〇一号) 共謀罪創設反対に関する請願(大平喜信君紹介)(第五五九号) は本委員会に付託された。

法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。 本日は、両案審査のため、参考人として、日本大学大学院法務研究科教授角田正紀君、弁護士郷原信郎君及び全司法労働組合中央執行委員長中矢正晴君、以上三名の方々に御出席をいただいております。 この際、参考人各位に委員会を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。 本日は、御多忙の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございます。裁判所職員定員法改正案及び裁判所法改正案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いです。 次に、議事の順序について申し上げます。 まず、角田参考人、郷原参考人、中矢参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。また、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできません。 それでは、まず角田参考人をお願いいたします。

○角田参考人 おはようございます。日本大学法科大学院で教員をしております角田と申します。私が見て、こういう意見を申し上げる機会を与えていただいたのは、ふだんから関心のある事項だということもあって、まずは感謝申し上げます。 きょうの意見の前提ですけれども、私は、かつて司法研修所で教官職を四年務めたことがありまして、司法修習あるいは修習生の実情について接して来たということが一つございまして、現在は法科大学院で若い人たちの教育に携わっておりますので、学生たちあるいは司法試験、こういったものの実情について、日々その中に身を置いて仕事をしています。こういうことで、それを踏まえて意見を述べさせていただきます。 こういうふうな思いです。 早速ですけれども、今回の改正案、これは裁判所法の一部を改正する法律案の方ですけれども、こちらの内容を見ますと、要するに肝は、司法修習生に対して月額で十三万五千円の給付金を支給する、こういう制度を新設する、そして、一定の要件のもとだと思えますが、住居費用あるいは引越費、移転の費用、これについても手当てをします、そして、現行の貸与制も併用額を見直した上で存続させます、二本立てでいきます、こういう内容になっております。 これに対する私の意見は、これはもう強く賛成ということでありまして、その理由等については、少し背景も含めて広げてお話し申し上げたいと思っておりますけれども、出発点としては、法曹養成制度がかなり危機的な状況にあるのではないか、こういう認識を持っておりまして、これについて認識を深めていただければありがたいな、こういうふうな思いです。 客観的な数字ですので、あらかじめお配りしてあります資料に数字をピックアップしてありますけれども、本年の、これは五月に実施されますけれども、司法試験の出願者数、これは法務省発表のもの、もちろん本年の分は速報値ですけれども、六千七百六十六人ということでありまして、六千七百六十六人という数字は、これはかなり衝撃的な数字であります。 経年的にちよつとこれを見ていきますと、平成十八年度、約十年前ですね、法科大学院の修了生



が、第一期ですが、初めて新司法試験を受験した年でありました。この年が、二千三百三十七人が新司法試験、しばらく旧試験を併存しましたので、これが三万五千七百八十二人の受験者で、合わせますと約三万八千八人の出願者がありました。ここからちよつと三年ほどさかのぼって平成十五年を見てもみますと、出願者は五万人を超えているという数字であります。

私は、昭和五十一年の司法試験に遅く合格した三十一期ということなんですけれども、当時、大体四万人から五万人の受験者で、前後、みんなそうだったと思います。つまり、四万人から五万人の若い人を中心として、法律家を目指して勉強して、試験を突破して法律家に育っていく、こういう循環があったと思います。

これが、新司法試験になつてからの数字、ちよつと簡単に紹介しますが、平成二十二年から二十四年、これは一万人一千人台で推移してまいりました。受験資格をロースクールの修了ということにかけたために、受験者がある程度減るのは、これはもう当然のことです。一万一千人台で推移してればそんなに問題がないと個人的には思いますけれども、これが平成二十五年には一万人ぎりぎりになり、平成二十六年には一万人を切つて九千人台になり、二十七年、おとしですが、九千人も割り込む寸前の九千七十二人という数字になり、二十八年、これは去年ですけれども、七千六百四十四人と激減して、そしてことしの六千人台です。すから、本年の数字、これは下げどまったということであらば、この推移を見ると、決して下げどまったのじゃないんじゃないかという懸念を一線の法科大学院の教員は持つております。

法曹離れの原因については、いろいろ理由はありますが、主たる原因は明らかに、一つは学生の経済的負担が重過ぎること、それから、当初、制度設計で言われていた法科大学院の合格率とちよつと違つて、合格率が非常に低迷しているということ、この二点が非常に大きな理由であることはもう間違いないというふうに思われま

す。合格者の低迷の問題も非常に大きい問題なんですけれども、ただ、そこまで踏み込む時間はありませんので、きょうの法案との関連で、一の問題に關して絞つて申し上げます。

第一線で法科大学院の学生と接していて、やはり意欲もあるし、ある程度勉強すれば法律家になつていくだけの能力があるのではないかと思われれる学生が経済的な理由で途中で退学をしていくという例が、これは毎年あります。恐らく日大だけでではなくて、どの法科大学院でもあるはずだろうと思ひます。

これは、授業料だけでどうしても百万という数字です。御承知のとおり、既修であれば二年、未修であれば三年、未修生であれば授業料だけで三百万の出費で、生活費とか教科書の費用とかさういふこともを考へていくと、数百万の借金をとにかく法科大学院の修了の時点でみんな負う。貸与制というのは、ひとつ国家財政のことを考へたら合理性が全くないわけではないと私も思ひますけれども、しかし、仮に現行のように二十万を毎月借りて返していくということだと、単純計算で二百五十万の借金が司法修習生の時代にふえる、こういうことです。恐らく私よりは郷原さんの方が詳しいのでさういふ話に触れられると思ひますけれども、ですから、みんな、弁護士さんの多くが、まあ例外はあつても、数百万の借金を負つてスタートする。

極端な事例になると、若い法律家同士の、判事補さんと弁護士さんの御夫婦で、二人分合わせると一千万近い借金を抱えてスタートする。やはりこれはちよつと変だと思ひます。我々の世代が若い世代に責任を余り果たしていないんじゃないかという感想をどうしても持たざるを得ないというふうに思ひます。

これについて、法科大学院の方もいろいろ努力はしてゐるわけですが、しかし、今回の改正が、この過重な経済的な負担の問題について解決策として大きな有効性を持つていくのは、これ

はもう間違いないと思ひます。客観的なことだけでなく、多分、これから法曹を目指すという若い人に、意欲というか気持ちの面でも非常に応援になるというような効果も恐らくあるのだろうというふうに思ひます。

ただ、ここまで問題状況が、さつき申し上げたぐらゐる深刻なものになつていけるとすると、この手当てだけで十分かというと、それは、なかなかさういふ言い方は難しいのではないかと思ひます。後でちよつと触れさせていただきますけれども、やはり何が必要かということとをさらに検討して、必要な手当てがあれば、それを手をつけていくということが求められているのではないかと思ひます。

そして、これに關連して、ちよつと違つて切り口の話ですけれども、ただ、一方で、国民の税金で法律家を育てる、こういうことになりまして、国民の方の納得を得る努力がやはり必要なのではないかという感じもいたします。要するに、長い目で見ると、税金を投入することに合理性を国民の多くが感じてもらうということ循環していき、さういふ話だろうということですが、具体的な話をちよつと、一つだけエピソードを申し上げます。

裁判官時代の終盤、願番というふうなこともあつた年ですけれども、要するに東日本大震災のあつた年ですけれども、務めておりました。そのときに経験したことは、東日本大震災あるいは原発事故があつて、新潟の地理的なものから、福島等からの避難者が物すごく多くて、新潟は、中越地震ですとか新潟地震ですとか、非常に大きい地震に見舞われることの多い地域で、受け入れに積極的で、迅速にやられていました。

しかし、短期間に一万人単位の避難者を受け入れたのはいいんだけど、みんないろいろな問題を抱えていて、それぞれの分野で努力してもらうわけですけれども、法的な問題についての

需要もかなり高かつたんですね。例えば、避難してきた土地とか家の権利関係をめぐる問題ですとか、あるいは補償だとか賠償の問題がどうなるかとか、当面の法的な問題。感銘を受けたのが、新潟県弁護士会が本場に迅速に、全弁護士会を率けて対応していただいたのを見て、やはり敬意を感じたところであります。

ただ、それが、ほとんど反射的に弁護士会、弁護士さんたちがさういふ動き、活動できる背景という基礎には、やはり税金で自分たちが育ててもらつていて、さういふことがやはり基礎にあつて、特に余り難しいことを考へなくてもさういふ動きに出るといふことがやはりあるんじゃないかと私なんかは思つてます。これを、自己責任で、自分の費用で全部勉強して、自分の力で法律家になりなさいということだけを徹底していくシステムで、さういふ敬意を感じようような公的な活動、それがどこまで維持できるのか、やはりそれは疑問があると思ひます。

別にその例だけでなく、一般的な、かつての國選弁護人なんか、私は刑事裁判官の出身ですけれども、ほとんど手弁当で國選弁護の案件を引き受けてくれる弁護士さんが全然途切れないわけですね。それもやはり税金で育てられたということの基礎があればこそさういふふうに思つて、要するに、循環じゃないか。だから、長い目で見ていく必要があるだろうということをお願いしたいと思ひます。

それともう一つ、課題等の關係で、さつきもちよつと触れましたけれども、単発の制度、手当てだけでなく、法律家を指す若い人たちの立場で、長いスパンで、法曹部時代から含めて、奨学金なんかの問題も含めて、さういふ支援が求められていのかという需要を正確に把握して、それに対応していく手当てが必要であらうというふうに思ひます。

なお、誤解がないようにということで付言しますが、国民の納得を得る努力というのは、何か特に立法府にさういふことをお願いしたいと

いうことじやなくて、制度とか法律でもってこうしてくれという話ではなくて、恐らく司法研修所の教育とか、あるいは、多くの人は弁護士になつていく割合が非常に高いわけなので、弁護士会での若手の弁護士さんに対する研修を含めた働きかけとか、そういうところにも大きな役割があるのではないか、そういうことであります。

時間的制約がありますので、この程度にいたします。

ただ、最後に一点だけ、裁判所の定員法の関係について一言だけ触れますと、これは、恐らく予算措置をとられて、その運動している予算関連の法案だと思えますけれども、この中身を見ますと、民事訴訟事件の充実強化とか、あるいは家庭裁判所の事件数がまた右肩上がりであっていますので、これに対する対応などを考えると、判事、書記官の定員をふやして、しかし一方、合理化の努力で全体の定員は減らされ、余りふやさない。合理性があるものだという感想を持っておりま

以上であります。(拍手)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

次に、郷原参考人にお願ひいたします。

○郷原参考人 弁護士の郷原でございます。

きょうは、このような機会を与えていただきまして、大変光栄に思っております。

私は、平成十八年まで二十三年間、検察に所属して、検察の実務等にもかかわって来たほか、その退官後に桐蔭横浜大学の法科大学院等で法科大学院の教育にもかかわりました。そういった経験、法曹としての経験と、それから、後ほどお話をいたしますが、総務省の行政評価局による、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価が行われた際に、研究会の座長代理として、この法曹養成問題についていろいろ調査検討を行いました。そういった経験に基づいて、まず、司法修習生に対する給費制度の創設が今回検討されていることについての私の考えを申し述べたいと思ひます。

まず、結論から申しますと、司法修習生や若手法曹の現在の経済状況を考えたとき、その負担軽減のために修習給付金制度を創設されるということ自体は、私は望ましいことだと考えております。それ自体には賛成であります。

しかしながら、こういう現状に至っていることについて、これがそもそも法曹養成制度改革の失敗といふところにあるという認識を改めて持たないといけないんじゃないかと思ひます。そして、いわばその失敗の犠牲者になった、貸与制で今なお大きな借金を抱えている若手法曹がたくさんいるわけです。彼らをこのままの状態にして、これから先、修習給付金制度を創設していくというところで果たしていいのかという点に若干問題があるんじゃないかと考えております。

この法曹養成制度改革は、二〇〇一年の司法制度改革審議会の提言に基づいて、実働法曹人口五万人規模、そして司法試験の合格者数を平成二十二年ころには年間三千人程度とするということを目指して、そういう方針が打ち出されたことに基づいて進められてきたものであります。

しかし、まさに現状は、そういったことが全くうまくいかなかったところか、結局、法科大学院の多くが募集停止に追い込まれ、そして法曹を目指す司法試験志願者自体も激減するということになって、結果的に、文科省から法科大学院に無駄な補助金を出させることで膨大な財政上の負担を生じさせたばかりでなく、拡大する司法の世界を目指して法科大学院に入学してきた多くの若者たちを、法曹資格の取れない法科大学院修了者、そして法曹資格を取っても仕事ができない、就職もできない、そういう修習終了者をたくさん輩出したで、路頭に迷わせるという悲惨な結果をもたらしたわけですね。

私は、法科大学院教育にかかわっていたところから、そもそも、法科大学院の乱立によって司法試験合格者が当初の予定より大幅に低下するという予想のもとでは、司法試験合格者に特化した法科大学院教育というのは早晩行き詰まるに違いないと

いうことを考えておりました。むしろ、司法試験合格を目指す教育だけではなくて、法科大学院としては、もっと経済社会のさまざまなニーズに応えられるような教育に転換していかなければ、恐らくこの制度は失敗するだろうということを描いてまいりました。実際に、その後の状況は、まさに惨たんたるものになっていったわけでありま

す。

そして、先ほども申しましたように、二〇一〇年に、総務省行政評価局で政策評価が開始されました。これも、もう既に三千人という目標が全く達成できない、二千人程度の合格者しか出せない状況になっていくという状況を踏まえて行われたものでした。

そして、その結果、研究会の成果に基づいて、その後、政策評価が行われまして、ここでは、年間合格者の数値目標を現状を踏まえて速やかに検附することとか、法科大学院に対して実入学者数に見合ったさらなる入学定員の削減を求めるとなどの勧告が行われたものであります。

こういう動きに合わせていまいしょうか、法務省の方でもいろいろな検討が行われて、二〇一三年には法曹養成制度検討会議の中間提言で、この三千人程度という年間合格者数を撤回するといふことが了承され、実質的には、法曹の大幅増員という計画自体が大幅に見直されるに至ったということになります。

今回の給付金の復活というの、このような法曹の大幅増員を目指してやってきましたことが、結局、計画どおりにはできなかった、それ自体を見直さないとはいけなかったということに関連して、人じゃないかと考えられます。というのは、この年間三千人という合格者が実際には二千人程度にとどまっているという状況のもとで、一度、貸与制への移行が暫定的に停止されるという状況もあったわけですね。また、法曹養成制度改革が予定どおりに進んでいたら、このような給付金の復活ということにはなかつたんじゃないかと思ひます。そのように考えますと、今回の司法修習生に対

する給付金貸与かという問題は、国の政策が揺れ動いたことによつてこのような状況に至っているという、この現実を直視しなければいけないと思ひます。

そして、もし、今後、このような給付金制度が今後の司法修習生のみにも適用されるということになりますと、かなり大きな借財を抱えて出発した貸与法曹と給付法曹の差が若年世代の法曹の中に生まれるわけですね。果たしてそれが今後の法曹の世界にとつて望ましいことなのかということも考える必要があるんじゃないかと思ひます。

そもそも、法曹の制度、司法制度というのは、日本の社会がどういう社会であり、その中で司法がどのような機能を果たすべきなのかということ

を根本的に考えた上で、法曹養成のあり方、法曹の数ということを考えなければならなかつたんじゃないか。

ところが、この法曹養成制度改革においては、まさに需給関係という、需給関係を考慮するという、法曹を、言ってみれば商品のように考える考え方に基つて、数をふやせば事件がふえるだろうという単純かつ安易な考え方で制度改革が行われてきたわけですね。こういう考え方を根本的に改めるといふことをまず行わなければ、今後、現状に合わせてびぼう的に制度改革を行つていって

も、根本的な解決にはならないように思ひます。

それからもう一点、裁判所定員法の関係では、裁判所の定員の問題としては直接は関係いたしません

が、私は、弁護士として刑事事件にかかわる中で、裁判所の基本的な考え方の中で、実体判断といふのが非常に重視されて、令状などの審査において十分な体制が構築されていないんじゃないかというのを常日ごろから考えてまいりました。そのあたりのことを法務委員会の先生方にぜひ御認識いただきたいと考えております。

とりわけ、今、刑事訴訟法の改正によつて、通借受も大幅に拡大するということになっております。先日の最高裁判例で、GPS捜査について

令状が必要とされるということになると、今後、立法措置も必要になります。このところの社会の複雑化、多様化、そしてIT技術の進歩によって、重大な人権侵害に当たるといふことで、令状審査の対象となる捜査というのはほとんどその範囲が広がって来るんじゃないかと思ひます。

こうした中で、有罪、無罪の実体判断ももちろん重要ですが、捜査によって重大な人権侵害が行われることに対するチェックというの、これも極めて重要なんじゃないかと思ひます。

ところが、私は、これまでの刑事実務の経験で申しますと、日本の裁判所の体制というのは、令状審査の体制が非常に薄弱なんじゃないかと思ひます。実体裁判の方は、事件の重大性に依りて合議体で裁判が行われたり単独の裁判官で裁判が行われたりしますが、逮捕状、勾留状の発付、捜索、差し押さえ許可状の発付などは、多くは、まだ任官したての若い裁判官が一人でやるわけです。

それでも多くの事件は適切な判断ができるんではないかと、私が担当しております事件の一つである美濃加茂市長事件、今、上告審に係属中ですが、これなどは、五万人にも上る市民の代表である市長の刑事事件です。まさに、市長が逮捕され、勾留が継続されるかどうかというのは、その市民の生活にも重大な影響を及ぼすわけです。

私が非常に違和感を覚えたのは、この事件で、勾留の理由として、逃亡のおそれというのが記載されていたことです。強制捜査が行われたら一時身を隠したりするおそれがあるというようになことを任官一年目の若い裁判官が理由にしています。どうして市長が市民を置いて逃げるのか。これは確かに、教科書的には、独身で単身居住、年齢も二十代ということになると、逃亡のおそれあり。恐らく教科書的に判断したんだらうと思ひます。市長というものがどういふ仕事であり、市民とどういふ関係であるということが、恐らく実体としてわかっていないのではないか。

やはり重大な事件、重要な事件について、社会的にも重要な影響を及ぼすような事件については令状審査も慎重に行う必要があると思ひます。そういう面でも、裁判所の体制も、これまで実体の審理についてしっかり行われてきた、それをさらに、そういう令状審査についても十分な経験を持った裁判官がしっかりと判断をするということに必要ないかと思ひます。

直ちに今、定員をどうのこうのという話じゃないんですけれども、裁判所の定員の将来の姿の中に、そういった観点も含めて考えていただければと考えております。

私の方からは以上です。(拍手)  
○鈴木委員 ありがとうございます。  
○中矢参事官 おはようございます。私は、裁判所職員でつくっております全司法の中央執行委員長をやっております中矢と申します。

最初に、このような機会を与えていただいたことに対して、皆様から感謝を申し上げます。私は、裁判所職員法の一部を改正する法律案について、私なりの考えをお話ししたいと思っております。

最初に結論を申し上げますと、大変失礼な言い方になって恐縮ではありますが、あえて申し上げるなら、十分なものではないと言わざるを得ないと思っております。その理由は、次に述べる三点であります。

第一点目ですが、裁判官、裁判所書記官について、今年度の増員を下回る増員数となっている点であります。

三十九人でしたが、平成二十九年年度の増員数として示されているものは、裁判官が二十七人、書記官が二十四人となっております。職場環境から申しますと、本来はもっと多くの増員が必要だと考えておりますが、少なくとも、今年度と比較してその増員数を下回る理由はないかと思っております。

裁判官の増員も重要ですが、私のきょうの立場でありますので、職員のことを中心にお話をさせていただきます。

現在、裁判所の中でとりわけ増員の必要性が高いのが家庭裁判所です。事件数も増加傾向にあることに加え、三点申し上げます。

一つ目として、離婚や子供をめぐる問題など家庭を取り巻く社会環境が複雑になっていることも、裁判所に求められる役割も大きくなってきております。

また、二つ目ですが、平成二十五年から家事事件手続法が施行され、これまで以上にきめ細かな事件の処理が求められるようになってきている点であります。

第三点目、成年後見制度であります。認知症などの方に裁判所が後見人や保佐人をつけるシステムでありますので、高齢化社会が進むものと、今後ますます重要になります。昨年四月には成年後見利用促進法が成立し、今月中にも政府における基本計画が策定されて、これに従った取り組みが実施されていくというふうな承知をしておりますので、これを踏まえた人的体制の整備が必要であります。

この成年後見のように、家庭裁判所の手続には、民事や刑事の訴訟、いわゆる争いとは違つて、申し立てに基づいて裁判所が事実を調査し決定をする、いわゆる非訟事件と呼ばれる手続が多く存在します。こういう手続では、裁判官の指示を受けて実際の業務を担当する書記官が、当事者との調整を行ったり判断に必要な資料をそろえたりと、大きな役割を果たします。また、家庭裁判所においては、弁護士を頼まずに当事者御本人が

申し立てをする事件も多いことから、手続を進めていく上で、書記官が時間をかけて丁寧に説明するという必要性も大きくなってきております。

家裁の体制が実際に必要だということ、この数年間、全国の家裁裁判所に一定数の書記官が増配をされてきました。しかし、毎年の増員数が家庭裁判所に増配するだけの人数に足りないために、その大部分は地方裁判所や簡易裁判所から配置がえ、私どもは人員シフトと呼んでおりますが、この人員シフトによって行われております。

それでは、人員が減らされている地方裁判所の方はどうかというふうに見ますと、民事事件では、昨今の社会経済情勢を受けて、ますます複雑困難化する事件について適迅速に処理することが必要であります。

刑事事件であります。このところ、準抗告といひまして、勾留など、被告人などの身柄の決定に対する不服申し立ての手続ですとか、医療観察といひまして、心神喪失等の状態で重要な行為を行った者に対して入院を決定するような手続が増加しております。また、国対被告人の関係で、犯罪を犯した者を処罰するというのが刑事手続の基本的な構造であります。近年は、被害者保護のためのさまざまな手続が導入をされ、事件関係者の情報の秘匿ということも求められるようになっております。

敷衍しておきますと、裁判の公開という基本的な考え方がありますので、かつては、裁判所に出されたものは公開されるものだという考え方が主流でありましたが、現在では、個人情報保護の観点から、刑事事件だけでなく、民事や家事の事件においても厳格になってきておりまして、その分、慎重さが求められ、事務量もふえているという問題もござります。

このように、従来の刑事裁判という枠におさまらぬ切らない事務もふえてきており、それに従つて、事件数にあらわれない現場の負担も増加をしておりますところでありまして。とりわけ、昨年五月に

刑事訴訟法が改正をされ、順次施行されておりますこと、今後これに対する対応も必要になります。

地方裁判所についてはいいまでも、これまでにお話ししてきましたとおり、家裁へのシフトの受け皿ということではなく、むしろ、それぞれの分野について人的体制の整備を図る必要があると考えております。

また、人員シフトという問題では、地方から都市への人員シフトという問題もあります。家裁を中心として大都市の人員が必要であることから、この間、毎年地方の庁の職員が減員をされておられ、今年度でいえば、札幌高裁管内で七名、広島高裁管内で十一名、高松高裁管内で七名、福岡高裁管内で十五名が削減をされました。決して地方の職場に余裕があるわけではありませんが、人数の少ない小規模庁において人員を削減するということがあり、大規模庁と比較しても大きいものがあると思います。また、地方における国民の司法アクセスという観点からも、地方へのし寄せは限界があります。

以上のことから、法案の效にとまらぬ、大幅増員が必要であると考えております。この点が一点目であり、

第二点目として、家庭裁判所調査官の増員がない点であります。家裁調査官は、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的知識を活用し、調査、調整活動を行う専門職であります。本日お配りしております資料の最初がレジュメになっておりますが、開いていただきますと、三ページ、四ページあたりのところに、現場の家裁調査官からの聞き取りをもとに作成されました家裁調査官の役割と昨今の職場実態について記載してありますので、ごらんをいただければ幸いです。

ここでは、家裁調査官の仕事について簡単に説明させていただきますと、少年事件でいいますと、未成年者が引き起こした事件は、まず、原則として全件家庭裁判所にやっております。その中

で、家庭裁判所調査官が最初に面談を行って、非行の原因や背景、少年の状況などを調査し、それを踏まえて処分に対する意見を述べています。調査官の取り組みは、単なる事実の調査ではなく、少年の立ち直りや再犯防止のために大きな役割を果たしております。家事事件については申ししますと、夫婦関係を調整する事件における子供の意思を調査したり、子供と離れて暮らしている親との面会交流をコーディネートしたりする。あるいは、成年後見において、成年後見を受ける本人の調査や、複雑困難な事件の調査をするといった役割を担っております。

このように、家庭裁判所における調査官の役割は極めて大きく、かつ、調査官の調査の対象になつております少年や子供、家庭をめぐむ状況がどんどん複雑になっていくわけですから、その仕事も年を追うごとに複雑になり繁雑になっております。人と向き合う仕事でありますので、時間でも区切ることも難しく、きちんと行おうとすればするほど非常に時間と労力を要する仕事であること御理解いただきたい、こういうふうにご覧になっております。

そして、家裁の充実を図ろうとすれば、家裁調査官の人員体制の整備なしには考えられません。しかし、家庭裁判所調査官は平成二十一年度に五人の増員を行ったのを最後に増員が行われておらず、今後提出されております法案でも増員がありません。

私どもに対する最高裁の説明では、近年のピークであった昭和五十九年と比較して、近年で三十九年前の五十九年だそうであり、五十九年と比較して少年事件が著しく減少していることが増員を要求しない理由とされておりますが、平成十一年以降、司法制度改革が行われ、及び先ほどから述べています近年の社会状況により、家庭裁判所が扱う事件の領域は格段に広がっておりますし、求められる役割も大きくなっており、また、減少したとされる少年事件についても、少年をめぐむ社会状況が複雑になってい

とに加えて、被害者保護のための取り組みなどもあって、三十年以上前の昭和の時代とは比較できない事務処理状況にあるというふうにご覧になっております。

現場の調査官からは、近年の少年の特徴として、自分の世界にこもりがちで非社会的な少年が増えており、少年がどのようなメカニズムから非行を起こしてしまったのかを説明するために少年の話を聞き出すのも非常に時間や手間がかかっているというご声も聞かれます。

以上のごことから、家裁調査官の増員が必要不可欠であるという点が二点目であり、

第三点目であり、協力義務のない政府の定員合理化計画に協力をしていない点であります。

法案では、裁判所裁判官、裁判所書記官の合計で六十三人の増員がある一方、政府の定員合理化計画に協力をして七十一人を削減するために、差し引きで八人の減員となっております。

きょうお配りしてあります資料の中に、こういふ二十年ほどの裁判所予算と定員、定員振りかえを除いておられますので、少し、その点はありますが、増員分などを記載した一覧表を入れております。

政府は、平成二十六年七月に、定員合理化計画を閣議決定いたしました。裁判所はこの計画の対象ではありません。ところが、政府が定員合理化に対する協力を要請し、最高裁がこれに協力をする形で、毎年必ず定員削減が行われております。私どもの理解では、裁判所はこの定員合理化については協力する義務がないというふうにご覧になっておりますが、いかがでしょうか。

削減される定員は、技能労働職員が対象になっております。具体的に言いますと、庁舎清掃などを担当する庁務員、庁舎管理などのための守衛、裁判所の声の窓口となつてきた電話交換手、庁外の尋問や検証、少年事件における身柄押送などを担ってきた自動車運転手などの職種であります。裁判所は、従来、これらの職員を自前で配置することによって、きめ細かく行き届いた運営がされ

てきたものであります。この定員削減が行われることは、職員の立場としてはじじたる思いがあります。

仮に、政府の政策によってこれらの職種が担ってきた業務をアウトソーシングせざるを得ないのであれば、せめてこの定員を削減するのではなく、定員振りかえなどの措置も使いながら、裁判所の定員として活用していただきたいと考えています。さきに述べた裁判部門の充実も同様です。さきにも述べた、職員の目から見ると、事務局部門であっても、情報セキュリティは非常に大切な問題になっておりますが、情報セキュリティの対策であつたり、情報公開や裁判制度を広く国民に伝えるための広報活動、あるいは、国民が安心して利用できる庁舎にするためにかかわる業務など、人的体制を整備する部門はたくさんあるというふうにご覧になっております。さらに視野を広げれば、裁判官不在庁の解消を初めとした国民の司法アクセスの拡充のための人員配置など、司法の容量拡大の観点から必要人員配置もあるものと考えています。

さらには、社会情勢が大きく動いておりますと、昨今、原発訴訟でありますとか基地訴訟も初め、国民的な議論や社会的な論点を含んだ事件も多く係属するようになってまいりました。こうした傾向は今後もますます強まるのではないかと考えています。私は、こうした事件について適正迅速に対応する上でも、裁判官や裁判所職員の人員配置の整備が重要だと思っております。

裁判所の予算は、かつては国家予算の約〇・四％と占めておりましたが、現在は〇・三％台を推移しております。ある意味、マンパワーが全体的に減っております。そのほとんどが人員費でありますので、必要な人的体制を整備することを正面に据えて、予算の面でも三権分立にふさわしい拡充が図られることを願っております。

以上のことを訴えまして、私からの陳述といたしまして、御清聴ありがとうございます。(拍手)

○鈴木委員長 ありがとうございました。  
以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○鈴木委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田賢司君。

○山田(賢)委員 私は、自由民主党の山田賢司でございます。

三人の参考人の皆様、本日は、お忙しい中お越しいただきまして、大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。また、この問題につきまして質問の機会を与えていただきました委員長初め理事の皆様、各委員の皆様にも感謝申し上げます。

特に、この裁判所法の改正、司法修習生に対する給費制の問題、実は、私は全く司法資格も何も持っていないんですけれども、当選以来この問題にずっとかかわってまいりました。きょうもピギナズ・ネットの皆様、お越しになられています。ピギナズ・ネットの皆様というのは、司法修習生の給費制を実現するためにということ、ずつと運動してこられました。こういう方々が熱心に訴えてこられました。これは、与党だけではなく野党の先生方も一生懸命奮闘いたいただいて、その会に出ていってこれだけ国会議員がみんな与野党賛成しているんだからなせ実現しないんだといった思いで活動してきたことが、ようやく今日の目を見た。まだ法案が通つたわけではないんですが、これを速やかに実現させていきたいと思っております。

そこで、質問させていただきたいんですが、まず角田参考人に御質問させていただきたいと思っております。

司法修習生に対して給費制、給費を与えること、これ自体は全く強く賛成とおっしゃっております。我々もその思いなんです、一方で、これは参考人もおっしゃっておられたように、国民

の理解を得る必要がある。

さまざまな職業、いろいろな職業、それぞれが社会にとつて有益、社会に役に立つ仕事がある中で、あえてこの法曹養成、司法修習生に対して給費制をもつて給費を与える、この意義について御意見を先ほどお聞きしたんですけれども、これを国民に納得いくようにということが何より大事だということなんですけれども、ほかの資格とは違つて、法曹については給費制でもってやらないといけない、ここについてちよつとお聞きをしたと思うんです。

これは、弱者を助けるとか、そういう崇高な理念、税金で育ててもらつたんだから社会に還元しないといけない、こういう思いをみんな持つはずだ、これはそのとおりなんですけれども、必ずしもそういう弁護士の方ばかりではなくて、弱者の権利を守る本場に地道な活動をやられる方もいれば、高いお給料をもらつた、そして、先生、先生と言われ、こういつた先生もいらつしやう。私はそのことが悪いとは思つていなくて、そういう仕事もあつていいでしょうし、企業家の法務なんかをやつて高い収入を得られる弁護士さん、これもいって全然構わない。

社会に貢献するという意味では、必ずしも弁護士さんとか法曹の方だけが社会に貢献するわけではない。国立大学、あるいは私学も私学助成という形で、ほかの学部の方々も税金で養つてもらつている。そして、ほかの仕事の方々も、ボランティア、いろいろなことでもって社会へ貢献されている。そんな中で、法曹については税金で面倒を見てあげても社会に貢献する。国民に対してどう納得していただくか、御意見を聞かせたいだけだと思います。

○角田参考人 大事なところをお聞きいただいたので、問題意識としてはそのとおりだと思います。

医師でも、あるいは警察官でも、公的な色彩のある仕事というのは非常に無数にあるわけですね。その中で、どうして法曹家について給付の問

題が出てくるか。

私が思うには、やはり国の基本的な資格とか成り立ちが、法律による行政ということで全体が動いているということが、これはもう憲法上の原理ですけれども、あると思います。それから、法の支配ということで、社会のいろいろな物事を動かすあらゆるものを法律に従つて動かしていく、こういうことで適正な社会の運営ができる、こういうことになっていくわけなので、法律家の仕事の質が、上、下ということじゃなくて、性質がやはりそういう社会の仕組みの根幹にかかわるものだ。結局、そこがうまく回ることによって国民にこの程度説明ができる、整理できるんじゃないか、こういうふうな考えをしております。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。全く同感でございます。

ただ、給費制、与えてあげないといけないという問題、このことは私も全く賛成なんです、これは実は問題の本質ではないのではないかなと思つておりました。これは郷原参考人も御指摘になられたように、法曹制度改革、これが果たして正しかったのかどうか、このことについて疑問を持っております。これは、野党の先生方、階先生もいろいろ資料を、さきの委員会で見せていただいたんですけれども、法科大学院に行かないといけないから経済的負担があつて、そこからさらにまだ司法修習に行かないといけない、だから、ここに問題があるのではないかと思つております。

私は、法科大学院自体は否定するものではなくて、やはり、いろいろなさまざまなバックグラウンドを持つた方が社会に必要なさまざまな素養を身につける、高い教養を身につけて、その方が法曹を担うことは大切なことなので、それ自体は否定しないんですけれども、必ずしも司法試験の資格要件にする必要はないのではないかと。

さつさと通して、さつさと合格して、安心してそこからもっと幅広い職業を身につけてくれと、弱者の保護であつたり、虐待ということの現実だ

とか、あるいは国際的に貢献される方もいるでしょうし、そういうさまざまなカリキュラムを学ぶことで、教養ある高い法曹人材を出していくことが世の中にとってプラスではないかと思つております。

そこで、郷原参考人にお聞きいただきたいと思つてますが、今回の法曹制度改革というのは失敗だったというところ、私もそこはそうじゃないかなと思つておるんですけれども、では、前の制度はよかつたのか。多分、プロセスということを考えては、この理念は正しかったのではないかな、理念はよかつたんだけれども、手段が間違つていたのではないかと今思つておるんですけれども、その点について、こうすべきだつたというところ、もしくは、今からでもいいからこうした方がいいという御意見がございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○郷原参考人 今お尋ねの点は、法曹というものを社会の中でどう位置づけていくのかということにかかわる問題だろうと思つております。

もともと、日本の社会における司法法曹の役割というのは非常に限られたものでしかなく、二割司法という言葉もあつたように、さまざま、社会の中で起る問題解決が司法によって行われる割合というのは非常に低かつた。だから、それに伴つて、法曹資格者というのは非常に希少価値を持つた存在だつたわけですね。

それを根本的に変えて、もつと司法的解決を社会の中でやしていくという方向性で行われたのが司法制度改革であり法曹養成の制度改革だと思つてますが、それじゃ法曹というもののあり方を変えるのかというと、結局それはなかなか簡単なことじゃないと思つてますね、裁判所の制度、検察、弁護士会、さまざま、もう既にでき上つた司法インフラというのがあつたわけですから、そういうものを、いきなり数をふやしていくとしたらどうなるかということになつてしまつた。しかも、そこで数を考えるに当たつて、先ほど申し

上げたように、まさに法曹を商品のように考えて、需給関係だけで考えてしまった。

やはり、そこに、法曹の役割を変えていくのであれば、では法曹はどのような役割を果たし、そして、法律のな仕事というは必ずしも法曹に限らないわけですね。周囲の士業というのにもありますし、それから、企業などで法務で活躍する人材は必ずしも法曹資格が必要じゃない人もいます。そういう意味では、弁護士資格にも、イギリスのように、ソリシター、バリスターという、法廷弁護士、非法廷弁護士を分ける制度もあり得ます。そういうさまざまな制度の中から、日本の実情に合った制度を選択していくべきだと思っておりますが、それが十分に検討されないまま、ただ数だけ、五万人とか三千人とかということが先行してしまつた、そこに根本的な問題があるんじゃないかと思ひます。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。教のことも問題なんですけれども、以前、たしか、昔の司法試験というのは知識に偏重しがちだつた、そこを変えていかないといけないから、幅広い素養を身につけるといふようなことがうたわれていたような、そのこと自体は私はいいことだと思つていました。

では、法科大学院というのはそういう教育を始めた、でも、その法科大学院で学んでいることが司法試験に出るのかというと、司法試験の問題を通らないことには、司法試験に合格しないことには法曹になれない。また、法科大学院というのは、司法試験の合格者、合格率が低いと、劣つた大学だといふことで補助金が削減されたり廃止に追い込まれる。そうすると、結局、司法試験に通る大学院がいい法科大学院になつていくといふことなど、最後はやはり試験に通るための大学で、究極いろいろものをそぎ落とすといふと、予備校みたいな受験勉強だけをやっていふところが合格率の高い、いい法科大学院になつてしまふんじゃないかといふふうに考へるんです。

だとすると、何が間違つていふのか。社会で求められる法曹に対する素養と、法科大学院で教へていふこと、これは恐らく多分マッチしてゐるんじゃないかと思ふんです。では、司法試験がそれにマッチしてゐるのか。司法試験に通ること、そして法科大学院で教へていふこと、社会で必要なこと、どつちかといふと、司法試験といふものが、社会で求められる法曹の素養とちよつとずれているのではないかな、このように思ふんですけれども、これは、角田参考人、御意見がもしありましたら教へていただければと思ひます。

○角田参考人 非常に難しい質問だらうと思ひます。理念的に、法科大学院の理念は、さつき委員も言われたとおり、知識だけに偏つたことではなくて、本当に深みのある法律家を育てようといふことと、理念については正しかつたと思ひます。法科大学院は、恐らく、多少ニュアンスは違つても、そういう方向でそういう法律家を育てようとして努力してきたことも間違いないと思ふんです。

問題は、司法試験の出題がどうだつたかとか、司法試験がそれに対応するものだつたかどうかといふのは、これはちよつと何とも、検証、評価が難しいところですが、私なんかは、法科大学院で教へていふものを、もう少しそれを配慮した出題にしてみたらいいなという感想は持つております。ですから、それは解決の一つの手がかりにはなるだらうと思ひます。

ただ、その問題だけで、今の法曹養成制度がうまく回らなくなつていふことが全部問題解決につながるのかといふと、それはなかなか難しく、非常に広範な問題をはらんでいふといふふうに思ひます。ちよつと一概には言えないかなという感想です。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。時間もなくなつてきましたので、最後にお聞きしたいのは、司法修習所の意味は何なのかなといふところですか。

多分、法科大学院といふのは実務に即した勉強

をするところだと言われていて、司法修習は実務を勉強するところだと言われて、三年間法科大学院で実務に即した勉強をやって、実務研修を司法修習所でやって、では即職力で働けるかといふとそれでもだめだ、弁護士事務所に行つて、軒弁、いそ弁とやらないと使ひ物にならない。

実社会で考へて、四年間、大学を出て、そこから三年勉強して、さらに試験受けて、一年半たつて、三十手前になつてまだ社会人経験が全くなくて使ひ物にならないといふことは、何か間違つていふのではないかと思ふんです。

角田参考人は司法修習所にいらつちやつたからなかなか否定しにくいと思ふんですけれども、郷原参考人、ぜひ、司法修習所の意味がどういふものなのか、これはどつちかいいんじゃないか、司法修習所でやつていふようなことを法科大学院でやるか、法科大学院でやるようなことをいふ司法修習所で、幅広い素養を含めて教へた方がいいんじゃないか、このように思ふんです。

○郷原参考人 私が司法研修所にいたところは二年でした。非常にのんびりとした時代だつたわけですが、今、一年になつて、その一年の間にどこまで十分な実務の教育ができるかといふのは、確かに非常に疑問な点があります。

我々から見ると、若手の弁護士といふのが、まだ十分に実務能力が身につけていない人も多しと思ひます。結局は、最終的には実務法曹といふのは実務の中で勉強してもらふしかないといふ面があるといふのを、そこまで持つていくかといふのは、確かに国民負担との関係もあつて、難しい問題なんじゃないかと思ひます。いろいろ考へ方は分かれるかなと思ひます。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。法曹養成のハードルを余り上げ過ぎると、質の高いものを求めているはずが、実は優秀な方々からそのほを向かれて、そんなに難しいことを言ふんだつたらいいよといふことで、優秀な人材が法

曹に來なくなる、これは実は社会にとつての損失でもありますので、もつと開かれた法曹、そして、その中で優秀な人材が來て、それがひいては日本の発展につながるように願つて、私の質問を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 次に、國重徹君。おはようございます。公明党の國重徹でございます。

きょうは、三名の参考人の皆様、御多用の中、当委員会までお越しいただきまして、貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

中矢参考人の御意見も非常に参考になりました。その上で、きょうは法曹養成制度についてお伺ひしていきたくと思ひますので、もし、中矢参考人、時間切れで質問できなければ、御容赦いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

まず、角田参考人、郷原参考人にお伺ひいたします。簡潔にお答えいただければと思ひますけれども、お二人はなぜ法曹を目指したのか、司法試験を受験しようと思つたのか、まずこれについてお伺ひいたします。

○角田参考人 ちよつと不意をつかれた質問ですが、私の場合、実は大学を出て、一度サラリーマン、商社会社に勤めていました。サラリーマンの生活を實際にやってみると、法学部出身だつたので、法律家の道の方が魅力的だつたといふふう感じて、實際に法律家に、運よく司法試験に合格して、なつてみると、やはり自分が選んで、後悔はない、こういふことであります。

○郷原参考人 私の場合は余りに特殊ですので、御参考になるかどうかわかりませんが、私は大学の理学部を出まして、民間会社に勤めておりました。一年八カ月で、なぜやめたかといふと、その仕事は全く合わないといふことで、廃業したわけでありました。そのときに、一から、ゼロからやり直すとすると、やはり一番魅力的だつたのが司法

試験であつたというのが第一の原因です。法学部にも行かず、独学で勉強いたしました。司法試験に、二年余りでしたか勉強して、何とか合格しました。

そういうことが当時は可能でした。それは、今のような法科大学院という制度がありませんでしたし、法学部を出ていなくても、全く対等の立場で司法試験を受けることができた。あとは一発の試験で何とかなるという時代でした。

なぜ目指したかという点、法曹を目指したことはそういうことです。檢察の世界に引つ張り込まれたのは、たまたま、そういうふうな勸誘されたから。何かだまされて、引きずり込まれたようなものだというふうにも書いておきます。

○国重委員 お二人の参考人、ありがとうございしました。

一般の受験生とはちょっと違う、やや、どちらかというマイノリティーの種類の受験生だったかと思えますけれども、では、その上で、今の法曹養成制度、今の法科大学院また司法試験制度であれば、今お二人が大学生または社会人だったとして受験されるかどうか、お伺いいたします。

○角田参考人 これは、ちょっと答えにくいことですが、しかし、今の状況だったら、多分試験を受けていないのじゃないかなというふうに思います。

○郷原参考人 全く無理だったと思います。経済的にも時間的にも、こんな状況のもとでは私は法曹など目指せなかつたと思います。

○国重委員 今、郷原参考人は、時間的にも経済的にも無理だったという、理由も付加されて答えていただきました。

○国重委員 その上に立って、どう改善していくかということをお二人の具体的な実体験に基づいて今言っていただきましたので、より具体的にわかっていたらいいように思っています。

よくここで言われるのが、法科大学院ができて時間もお金もかかるようになった。確かに、私も一理あるなというふうに思います。私は法科大学院に通っていませんので、このことがなかなか実感としてわからないところもあるんです。謙虚にこのことは学んで検討していかないといいなと思っております。

一方で、時間とお金がかかるといえば、医学部。お医者さんを目指す人たちも、やはり時間もお金もかかる、だけれども、医学部人気というのは衰えていない、どちらかというと、この十数年でも志願者がどんどん上がっているんです。

ね。だけれども、法曹志願者は、お金、時間がかかる、ほかさまざまな理由があるかもしれないけれども、これで志願者が減っているということになると、お金や時間もあるかもしれないけれども、それ以外のところでもやはり大きな原因もあるのではないかとこのように思います。

お二人の実体験で、到底、経済的にも時間的にも目指せないということでしたけれども、今、法科大学院で教鞭をとられた経験からしても、一般的にどういふところが一番大きな原因だと思われるか、それを改題するためにどうすればいいか、急所の部分、いろいろな複合的な原因があるかと思っております。

○角田参考人 二つの答えが必要だと思っておりますけれども、一つは、経済的な問題をやはりまず考えなきゃいけないんですけれども、これは、大学院サイドから考えたら、奨学金の問題が一番大きいと思っております。各大学それぞれ、やはり、個人で負担するのでもし難しいのであれば、もう授業料金額免除あるいは半分免除、そのほかのあらゆる奨学金を財政的に可能な範囲で各大学考えている

と思っております。

ただ、問題は、この話になると、奨学金減産だとかそういうことも一般的な問題、大きな問題が存在するわけで、個別、この法曹養成だけにしかわる問題じゃないと思っております。

それを求める奨学金というのは、おおよそ法律だけじゃなくて、勉強しようとする若い人たちに對して非常に負担になり、勉学の意欲自体を低下させる。そういうものになっているのであれば、これに對してやはりできる範囲のことをやっていかなくちゃいけない、これが一つ大きく答としてあると思っております。

それからもう一つは、やはりやりがい、昔は司法試験という、憧れのような、本場に役に立つ、意味のある仕事ができるんじゃないか、もう無前提にそう感じられる状況があつたと思っております。そこが多少不明確、不明確というか、絶対的にこの道しかない、これを絶対に行きたいと思わしめるようなものが、法律家の世界や司法の運営の中にそれが昔と比べて少し低下、これはわかりません、わかりませんけれども、もし低下しているとしたら、そこはやはり考えなければいけないというところがあると思っております。

魅力なものにするために、みんな努力しているとは思いますが、そういうことかというふうにも思います。

○郷原参考人 やはり、一言で言うと、リスクが大きいということなんじゃないかと思っております。

結局、法科大学院を出て司法試験に合格して法曹資格を取ることが全て今の法科大学院の前提になつておりますから、それが、もうほかの選抜は考えないような、最初から司法試験一本、法曹一本という非常に優秀な人たち、昔で言えば、五百人ぐらいの人たちというのはそういう人たちなんだろうが、それを外れる人というのは、社会人とかいろいろ経験、経歴の人がいて、そういう人たちにとって、リスクが相当程度あり、それは合格のリスクがあつて、法曹資格を

取つても、では弁護士として食えるのかというリスクもあります。そういうものの中でほとんど人気が失われていったんじゃないかという気がします。

そこに、先ほど山田委員の質問にも出ていました司法試験のあり方の問題、これが、昔の司法試験よりも、いろいろ実務能力を問う問題にしようというふうなことで各分野の問題がレベルアップされた結果、なかなか普通の能力では十分な合格者が書けない人が大部分ということになって、それが何か、かなり速によつて合格が左右されるようになってしまつてきているというのが、先ほど申し上げた総務省の政策評価に関する研究会のときにも、いろいろな人からそういう声が出ていました。そういう面でも、試験におけるリスクが大きい。

いろいろな面で、そのリスクの大きさが若者たちに司法試験を目指すことをちゅうちょさせているんじゃないかと思っております。

○国重委員 ありがとうございます。

では次に、先ほど郷原参考人は、帯給関係の発想で、数をふやせば事件もふえるというふうな安易な発想での法曹養成制度改革だったというふうな旨のお話をされたかと思っております。

ここを見直していくべきなんだというところであれば、合格者はもともと三千名を目指してました。私も、そんなものは無理やろうというところで実感として思っていましたけれども、今現在、千五百名程度を目指していることかと思っております。

この合格者の人数についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思っております。

○郷原参考人 先ほど申しましたように、法廷弁護士というのを基本的に前提とする弁護士の数というところであれば、現在の千五百人でも多過ぎると思っておりますし、弁護士の仕事の領域がどれだけ拡大していくのかという問題だと思っております。

先ほど、商品のように考えていたところの中に、その商品自体が価値もほとんど拡大していくから需要が高まつていくんだというふうな発



想もあつたんだらうと思うんです、単なる数だけじゃなくて。しかし、残念ながらそれは、法曹資格というとは必ずしもマッチしなかった。法曹資格がなくてもできる仕事というものは、必ずしも法曹資格者のニーズにつながらないですね。そういう面を考えますと、現在の千五百人も、このまま続けていくには、現状の弁護士の世界の実情のままで多いんじゃないかという気がいたします。

○國重委員 ありがとうございました。

では最後に、角田参考人と郷原参考人にお伺いしたいと思えますけれども、先ほど、いわゆる谷間世代、貸与制のもとで司法修習を学んだ方たちに対する何らかの経済的支援なり配感なりということが必要なんじゃないかというふうなことがあつたかと思えます。角田参考人の「意見の骨子」というところにも書いてありますが、「税金を投入することに対する国民の納得を得る努力」ということも必要かと思えます。

私が普通に地元を回って小単位の懇談会とか開くときに、よく、いろいろな質問とか意見とか言つてもらつたときに多く出るのが、国民年金を供給されている方が生活保護に対する批判を言われる方というのは結構いらつしやるんです。それに對して、私も丁寧にそこは説明をするんですけども、やはりそういった税金の使い方というところに對して意見が出ることもあります。

今、この谷間世代の方、私ももつともだなど共感する部分も多くあります。その一方で、弁護士になつて年収一千万円以上稼いでいる谷間世代の方もいらつしやいます。

こういうことを含めて、どういふような経済的な配感とか措置をしていけばいいと考えているのか、またその理屈、理由、国民の皆さんにもいふのであればどのようなことをお考えか、お伺いしたいと思えます。

○角田参考人 論理的にというか、形式的に考えれば、制度の切りかえ時に多少のこぼれが出るのはやむを得ないじゃないかという論理は一つあり

り得るわけなんです。

ただ、先ほどの話に出ていたように、同じ法曹で貸与制と給付制で、本当に数年前後だけで大きな差ができるというものは、これは非常に不公平で、しかも、法律家のその後の物の考え方とか活動にも影響を与えかねない面もあると思ひますので、私は、できれば、やはり谷間の世代、四、五年間ぐらいになるんでしようか、救済の措置を考えていたいただきたいと思ひます。

ただ、言われるように、国民の納得というのはもう絶対的な前提だと思ひますので、少し細かく、例えば貸与制の場合には、結局、返済を免除すると一部免除するとか、いろいろなやり方を考えられるわけですし、それから個人個人の資力の問題も全く無視はできないわけで、そんなことをやつてもそれをやることの合理性は余りないだろうと思ひますから、やはり、もしそういうことの手当を考へるのであれば、少しきめの細かい、個別の事情を踏まえた制度にしていけないか、なかなか一律の制度だとうまくいかないのではないかと、そういう感じがいたします。

○郷原参考人 私は、先ほど申し上げたように、公平という観点からしても、若手法曹に二種類でまてしまうことは適切でないという観点からしても、少なくとも、基本給付金の部分は、新たに給付するよりも、それに相当する金額を貸与制のもとで借りている人たちに免除してあげるといふ制度が適切なんじゃないかと思ひます。

もちろん、十分もつかつていないからもういいです、幾らでも返しますという人は返してもらつてもいいと思ひますが、基本的には、基本給付金の部分は何らかの手当をすべきじゃないか。そして、そのことについての国民の理解を得るためには、やはり法曹養成にかかる費用全体をもう一回、法科大学院という制度自体の見直しも含めて考へてみるしかないんじゃないかと思ひます。

○國重委員 大変参考になりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、階級者。

三人の参考人の先生方からは、本当に貴重な御意見を伺いました。

また、私の前のお二人の質問者も大変すばらしい質問をされて、やはりこれぞ国会の質疑だなど。ふだん、この委員会は、官僚の人たちが変な入札知恵をして審議が中断したり、また的的外れな回答があつたりして、なかなか議論が白熱しないんですけれども、私は、こういう議論こそ国会ではやるべきだと思つております。

いろいろなお話があつた中で、私が衝撃を受けたことは、角田参考人そして郷原参考人、いずれも、今の法曹養成制度の仕組みでは法曹を目指していなかった、このような発言をされた。お二人のような優秀な方が法曹になりたいと思わないこの制度というのは、本当にこの後成り立つんだらうかとつくづく思ひました。

私も一応法曹の端くれですが、私も同じ思ひです、今の制度だったら、私は、法曹になる前は銀行員でした。たまたま銀行が破綻したので法曹を目指すことになりましたけれども、でも、当時、まだ乳飲み子を抱えて、働きながら勉強して、遅よく司法試験に受かることができましたけれども、今の制度では到底、司法試験を目指すことすら考へられなかつた。

また、銀行が破綻したんですけれども、そのときに私が身にしみて痛切に感じたのは、問題の先送りは非常に危ういということでした。私の銀行だけではなくて、今から二十年前、金融危機というところで、多くの大銀行が破綻しました。なぜ破綻したかという、不良債権の処理の先送りです。もつと問題が小さいうちに解決していれば、銀行は破綻することもなかつたし、国民の血税でその尻拭いをさせることもなかつた。

今の問題は、個別の銀行の問題ではありませんが、三権の一つである司法が問題を先送りして崩壊するのではないかと、そういう危機感という認識

を私は持つています。同じ問題意識を持つていらつしやるかどうか、三人の参考人にお伺いしたいと思ひます。

○角田参考人 お答えいたしますけれども、現行の法曹養成制度に大きな課題があるという認識は、先ほどから申し上げているとおおり、あります。

ただ、もう一つ、一方で考へるのは、現に学生を受け入れて教えている立場からしますと、こういう法曹養成制度については余り頻りに、制度を変へる、あある、こうする、そういうことはやらない。一旦それで動き出したら、できるだけ基本線はその線で一貫してやつていくという安定したものでないと、これはむしろ、受験生、学生、若手の法曹の方たち、みんな困るだらうという感じもあります。

ちょっと迂遠な方向から話をしましたけれども、かつての司法研修所で教えていた時代には、要するに勉強だけして、例外はもちろんありません、だけれども、勉強だけして大学を卒業したという経歴で入つてきてという修習生がもう圧倒的に、九割以上がそうだったんです。

ただ、今、法科大学院、日大の場合には夜間開講、要するに、今まで法曹を目指していなかった人たちにも来てもらえないかということでも工夫した一つが夜間開講で、そうすると、司法書士とか銀行員の方だとかあるいはメーカー勤務の方だとか、要するに、あらゆる分野の人たちが学生として来てくれて、これから成果を上げなきゃいけないと思つていきますけれども、非常に幅広い層が法律家を目指してやつてきてくれた。

現に働いている現行の法曹養成制度については、この基本線はやはり守つて、もちろん微修正は必要だと思ひますけれども、余り大きく変へないで一貫してやつていかなければ、また大きく変へることはむしろ大きなリスクがありはしまいか、そういう感じがいたします。

ちょっと答えになつていないかどうか、あれです

○郷原参考人 危機的と言えらるかどうかは別として、現状、非常に大きな問題があることは間違いないと思います。

やはり、最近の若い法曹、法律家を見てみると、余裕がないという感じがして、何か、伸び伸びしているところが余り感じられないんですね。本当に有為な、適性のある若者たちが法曹になつていのかどうかということが何となく疑わしい結果なんじゃないかという感じがしています。

やはり法科大学院が設置されて、法科大学院での教育で、司法試験、司法研修所も一年、ずっときゅうきゅうとして余裕がない中で実務能力を涵養せざるを得ない、こういう状況が過去、全体的な、実務的な対応能力の柔軟性を失わせているんじゃないかという気がいたしております。

○中矢参考人 裁判所の職員の採用者の中で、法科大学院を卒業して裁判所の一般職を受験して合格し、採用されるといふ方がかなりふえていふという印象を持っています。やはり、司法試験を目標して法科大学院まで進んだ後、仮にその道を断念するとしたときの選択肢が非常に少ない。裁判所の採用試験の場合は、試験科目が司法試験と非常に似通つておりまして、ある意味、浪しの先といえますか、そういう先として考えられていふのかなと思います。

先ほどほかの参考人から御意見がありましたとおり、そういう法曹の道を目指した者が、きちんと将来が、生活設計が立つような仕組みというのが必要なんだろうというふうに考えております。

○階委員 ちよつと時間が足りなくなつてきましたので端的にお答えいただきたいんですが、私、前回の委員会、大臣との質疑の中で、要は、この給費制の復活によつて法曹志願者をふやすという目的がある、ところで、その目的がこの法曹で達成できるのだろうかという問題提起をしました。

なぜならば、現役の大学生にアンケート調査をしたところ、今法曹を志願している人たちではなくて、要するに志願者をふやしたいわけですか

ら、過去に法曹を志願していた人あるいはそもそも志願していなかった、この人たちが何がネックになつていふか、これを重視すべきではないか。何がネックになつていふかという中で、まさに法科大学院に通うことによつて経済的負担が大きくなり、そして時間もかかる、そして受かるかどうか分からない、また何回も試験を受けなくてはならない、こういうことで、皆さん法曹を諦めたり、志願しなかつたりしている。

だから、私は、この問題を直視すれば、今何をやるべきか。給費制も別に否定するわけじゃないですけれども、その前にやるべきことは、受験資格を見直す、先ほど山田委員も同じようなことをちよつと御指摘されましたけれども、受験資格を見直して、法科大学院を修了しなくても受験はできる、予備試験などを受けなくても受験はできる、こういう試験制度に、従来と同じような試験制度に戻すべきではないかというふうに考えています。この件について角田先生と郷原先生にお答えをお願いします。

○角田参考人 裸で考えると、そういう御意見といたうのは当然論理的にはある考え方だろうというふうには思います。

ただ、むしろ今の問題は、ロースクールのあり方を考えるときに、予備試験とロースクールの関係、これが一番難しい問題だろうと思つています。それ以上、全く資格なしにというコースを設けるのはちよつと難しいかなというのが直観的な感じだと思います。

○郷原参考人 私は、現在の法科大学院と予備試験の関係を考えて、法科大学院をすつと存続、このまま存続していくことはもう既に適切とは言えなくなつていふんじゃないかという気がしておられます。合格率という面でも、予備試験合格組の方が圧倒的に高いわけですね。それは結局、司法試験の合格ということに関して言えば、法科大学院は十分な機能を果たせていない、残念ながらそれを認めざるを得ないと思つています。

ですから、法科大学院は、そこを出なければ司法試験が受験できないということではなくて、もつと有為な人材をたくさん吸収できる法科大学院は、当然そこを出たら司法試験に受かるという期待が持てるわけですから、そういう形でたくさん若者たちを集めて、そして、中には、その中でもつとほかの教育、ほかの面の養育を身につけさせる教育をする余裕もあるだろうと思つておられます。そういうところが法科大学院として残つていって、なおかつ、必ずしも法科大学院を出なくても司法試験が受験できるという形にしていって、多様な法曹資格を養成するという面ではプラスになるんじゃないかと思つています。

それから、郷原先生の方から、令状発付の手續について御指摘がありました。私もなるほどなと感しました。これからこの国会ではいわゆる共謀罪法案が審議され、万々がこれが成立、施行されるということになれば、今まで以上に令状の役割というものが重要になってくると思つておられます。あるいは今後導入されるであろうGPS、あるいは検証などなど、これは恐らく、当事者、すなわち関係られる側の意見は聞かずに令状を発付するということになりますから、まさに裁判官の判断力、これが非常に大事だと思つておられます。

しかるに、現在の状況、お話しされたとおり、今の若い裁判官、特段そういうことについて精通されていないと思われ、裁判官が、果たして今後ますます重要になってくると思われる、そういう令状発付を一人でやつていけるのだろうか、私には本当にこれは大事な問題だと思つています。

○郷原参考人 やはり裁判所として、そういう面の裁判官の能力を育成するための、これまでにはない取り組みをしないといけないと思つています。

これまでも、どちらかというと裁判所では、裁判官個人の能力というところに全て委ねてきたように思つていますが、残念ながら、令状の部分には本

に駆け出しの裁判官の人たちができる範囲でやつていふということ、十分なチェック機能が果たせていない、それを裁判所が組織としてしっかり高めていくということが必要なんじゃないかと思つています。

○階委員 まだちよつと時間があるようなので角田参考人にもお尋ねしますけれども、私も司法修習生のときに令状発付の実務をちよつと横で見させていただきましたけれども、非常に流れ作業で、本当にこれ一件一件チェックしているんだらうかと思つました。刑事裁判官としての御経験があるということなので、これは、どうやってチェックしているんだらうかということ、ちよつと実務家の立場からお答えいただけますか。

○角田参考人 それじゃ、簡単にお答えしたいと思います。令状審査については、かつてと比べると非常に難しい制度、事例がふえていふのは間違いないですね。ですから、裁判所の方も、特に新任の判事補に対する教育は、司法研修所、それから集合の研修、あるいは大庁に配置して、まず練達の裁判官の指導のもとでやつてもらつて、そういう努力を積み重ねてきております。

ですから、個別の事例の中でやはりどうしてもうまいかなかつたという事例が出てくるのは、これはもう事柄の性質上しょうがないと思つていますけれども、そこは準抗告ですとか不服申し立ての制度で修正できるというのには制度の運用にもなつていて、裁判所はそれで適正に運用、これは建前でなくて、適正に運営しているというふうには認識しております。

ただ、一層の努力が必要だというのは、もう委員御指摘のとおりだらうというふうに思つています。

○階委員 終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、畑野君枝君。  
○畑野委員 日本共産党の畑野君枝でございます。

本日は、角田正紀参考人、郷原信郎参考人、中矢正晴参考人に貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

まず、裁判所職員定員法改正案について、中矢参考人に伺います。

法案には、国家公務員の女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス推進への協力の趣旨に鑑み、同様の取り組みを行うことから定員上の措置を講じているとあります。また、昨年八月、最高裁が財務省に提出した増員要求が、今回の法案では減少しております。こういった点を含めて、全司法労働組合として、裁判所の人的、物的充実に求めている国会請願署名にも取り組んでいらっしゃるわけですが、今回の法案についてどのようにお考えになられているのか伺いたいと思います。

○中矢参考人 お答えいたします。

まず最初のワーク・ライフ・バランス等に関する定員の問題ですが、裁判所の職場においても女性の活躍というのは非常に重要な課題だろうというふうに考えております。国の機関が率先して女性が活躍できる職場になっていくということが必要だろうと思っております。裁判所職員は全体として女性の割合が非常に高く、とりわけ妊娠、出産という適齢期にあります三十代半ばの職員を見ますと、男性よりも女性の方が比率が高くなっているということがございますので、男女ともに育児、介護などの家庭責任を果たしながら職務に精励できる職場環境をつくっていくというのは非常に大事だと思っております。

そうした点からは、今回、そうした趣旨で裁判所事務官の増員が盛り込まれていることについては前向きに評価をしております。

ただ、実際に配置される人員というのは、教をお聞きしていますのは、最高裁に一人と全国八つの高等裁判所の管内に一人ずつというふう聞いておりますので、ワーク・ライフ・バランスの推進で効果を上げるというためにはまだまだ不十分な数だろうと思っておりますし、事務官だけではなく、先ほどの陳述でも申し上げました、書記官

や家裁調査官などの職種についても同じような定員の措置が必要だと考えております。

とりわけ家裁調査官は女性が非常に多い職種で、職種全体を通じても半数以上が女性です。若い層になればもっと女性の比率が高くなる職種でありますので、育児休業などを取得されるケースが非常に多く、切実な問題であります。職場の中で育児休業などをとられる方がいますと、その職員の分をほかの職員がカバーをするという必要があるわけでありまして、最高裁当局は育児休業の代替要員の確保については御努力をいただいているところでありますけれども、調査官、書記官などの資格職種については、事実上、その給源になるのが退職者ぐらいしかありませんので、同一職種での代替要員がなかなか見つからないという問題もありません。

また、育児休業のように九一日とってしまおうというようなケースではなくて、時間で取得する育児時間といったような場合、累計しますと、大きな庁でいけば常に一人以上の人員が欠けている状態でも処理をしているような形がありますので、ぜひ、こういう点では、今年度まずこうした定員上の措置を認めていただいた上で、次年度以降はこの数の面でも職種の面でも拡大することを検討していただきたいと思いますというふうに考えております。

次に御質問がありました概算要求との差という問題であります。

概算要求ということで八月に最高裁が財務省の方に對して提出をしております予算を見させていただきましたと、判事が二十七人、書記官が三十四人、事務官が十九人で、合計七十一名ということになります。先ほどお話をしました定員削減への協力でございますが、この概算要求であればプラス・マイナス・ゼロ、そういう状況なわけです。

概算要求自体は、先ほど陳述をしましたとおり、職場の実態から見ればまだまだ不十分な数であるというふうにも思っておりますし、私たちがとしては最高裁にももっと増員を要求してほしいと思っております。また、定員合理化計画について

は反対という立場でございますが、ただ、一方、出をされても、最高裁が必要だと考えて財務省に提出をされたという概算要求です。せめて政府に

はこの金額で認めていただくことをお願いしたかったというふうにも思っております。

それから、委員にも御指摘をいただきましたとおり、全司法労働組合の取り組みとして、きょうの資料の中にもこういう署名用紙を入れさせてい

ただいっておりますが、全司法は毎年、国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所の人的、物的充実に求める請願署名に取り組んでおります。私も、国民の社会的地位の向上にとともに、国民のための裁判所実現を組織の目標として掲げておりました。この署名は表題どおり、国民がより利用しやすい司法の実現のために、裁判所の人的、物的充実に必要だということ、裁判所を目的にしております。そのためには、裁判所の人的、物的充実に予算の拡充が必要だということとありますし、そうした中で、私ももとよりよい仕事をしたいという立場からこういう署名に取り組んでおります。

司法制度改革に向けた一九九六年以降の取り組みであります。これにつきましては与野党を含めた超党派で御支持をいただいております。これまで二十年間、本国会において請願を採択して

いただいております。その点では、この場をかりて、与野党各党の皆様方に心から感謝を申し上げます。たいというふうに思います。

こうした請願の趣旨を踏まえて、最高裁も人的、物的充実に御努力をいただいております。政府にも御配慮をいただいているということは承知をしておりますが、なおこの定員の面でもその趣旨を生かしていただきたいと思いますことをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○畑野委員 ありがとうございます。

そこで、中矢参考人に、先ほど、なかなか私たちがもふだんお話を聞く機会がないわけですが、書記官の具体的な仕事の内容について少し触れたいいただきました。また、家庭裁判所調査官の役割や

職場の実態についても少し触れていただきましたが、時間が余りなかったと思いますので、そのあたりでもう少しお話ししていただくとありがたいと思うのですが。

○中矢参考人 お答えをいたします。

裁判所の書記官という仕事であります。

私も、先ほどお話をしましたとおり、二十数年間書記官として仕事をまいりましたが、書記という名前が示すとおり、もともと業務は、法廷に立ち会って調書を作成し、記録を作成、保管するという仕事であります。こういう仕事、いわゆる公証官としての役割というのは引き続き重要でありまして、現在、書記官が担当している仕事全体から見ると、その比重は相対的に低くなっているというふうに思います。

現在、書記官が多くの時間を費やしておりますのは、法廷に立ち会いをする公判部の書記官であつても、期日前ですとか期日間の当事者間のさまざまな調整や事件の進行管理が中心でありますし、裁判官が起案されました判決のチェックをすることなども含めて、裁判官と一体でチームになって仕事をし、訴訟の進行を担うという役割になっております。いわば、裁判官についているスタッフ、サポートして一緒に仕事をするという形で仕事をさせていただいております。

とりわけ、先ほど家裁のお話をいろいろしましたが、その中で述べた非訟といった分野は、裁判所法六十条三項にも、「裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する」といった趣旨も含めて、当事者に働きかけたり、裁判官が決定をするための資料を取集し、その内容を検討するといったことも含めて、書記官が中心的な役割を担っております。

先ほどのお話の中で、成年後見のお話をしました。少しお話をさせていただきます。成年後見については、成年後見の機会がないわけですが、書記官の方が来られたところの窓口相談から始まりまして、決定までのさまざまな手続をサポートし、事案の調査をし、決定後は、選任された後見人の相談にも

乗りながら、適切に処理できるようにというふう  
にやっております。

とりわけ、成年後見で、書記官の関係でいいま  
すと、この間、不正防止ということが極めて重要  
になっておりまして、後見人などが不正な手続、  
場合によっては横領といったようなこともないよ  
うにこれをチェックするという仕事を一義的にさ  
せていたでいますのは書記官であります。預  
金通帳であるとか財産管理の帳簿などが出てきた  
際に、その内容を精査して、不正が行われていな  
いかどうか、そういうことも書記官の役割になり  
ますし、後見人は、一旦後見人がつきますと、そ  
の方が回復されるかお亡くなりになるまでずっと  
そういう仕事が続くということになりますので、  
事件としてはふえていく一方、こういう形になり  
ます。

もう一つ、家裁調査官でありますけれども、家  
裁調査官の役割として、一つは、少年事件におけ  
る役割というのがございます。

少年事件の場合は、成人の事件と違いました、  
少年、未成年者が非行をした場合には、原則とし  
て全ての事件が家庭裁判所に送られてまいりま  
す。その家庭裁判所に送られてきた事件につい  
て、最初に、心理学や教育学の知識を持った調査  
官が面会をすることによって、何をやったかとい  
うことだけではなくて、どうしてやったのか、そ  
れから、やったこと自体は大したことか否か、そ  
も、その少年の状況を見るとやはり一定の公的な  
措置が必要なのではないかといったところまで含  
めて見きわめをいたしますし、そういう過程の中  
で発達障害などが発見をされたり、こういうケー  
スもございます。そういうふうな形で面会をした  
上で、処遇に対しての意見を裁判官に対して述べ  
るとともに、さまざまな働きかけを通じて、少年  
が更生をする、再犯を、二度と起こさないとい  
うようなことも努力をしているところであります。

また、家事事件については、争っている当事者  
や、親の争いに巻き込まれている子供との面接と  
いうことが中心になります。資料にも書いていま

すが、夫婦関係調整事件ですとか面会交流におい  
て具体的な役割というのを果たしております。面  
会交流などでは、今、当事者間の紛争が非常に激  
しい事件が多いということであつたり、面会交流  
の趣旨が必ずしも、本来子供のための手続であり  
ますけれども、当事者双方の言い分が強くぶつ  
り合うということ、なかなか苦労している、こ  
ういうことも聞いたりいたします。

以上です。  
○畑野委員 ありがとうございます。  
次に、裁判所法改正案にかかわって、司法修習  
について伺います。  
司法修習制度においては、国が責任を持って法  
曹三者を統一的に養成するという見地から給費制  
がとられてまいりました。ところが、二〇〇四年  
の裁判所法改正で、給費制が廃止されて貸与制が  
導入されました。

私たち日本共産党は、給費制の廃止に反対をし  
て、多くの法曹関係者の皆さんとともに給費制の  
完全復活を求めてきたわけでございます。  
そこで、角田参考人、そして郷原参考人に伺  
いたいと思います。  
将来の法曹が修習に専念して専門性を高めてい  
くことは、市民の権利と自由の保障につながりま  
すし、国民の利益に資することになると思いま  
す。この法案は貸与制を維持するということをお  
提としておりまして、給付額が不十分であること  
や、新六十五期から七十期まで、無給世代、谷間  
世代の救済がないということなど、幾つかの問題  
点があると思っております。

参考人の皆さん、どのように今後のことにつ  
いてお考えでしょうか。  
○角田参考人 これまでこの席で述べてきたとお  
りですけれども、とにかく大きな第一歩である  
しかも有効性もあるだろうというふうに思いま  
す。

ただ、委員が言われましたように、やはりもう  
少しこうしてほしいという点が全くないわけでは  
ないので、今御指摘になった点も含めて、課題と

して検討していただければというふうに思いま  
す。

○郷原参考人 これまでも申ししてきましたよう  
に、現状のもとで給費制を復活させること自体は  
私は望ましいと思いますが、根本的な問題解決に  
なっていない最大の理由が、貸与世代に対する対  
策を何も講じないまま、ですから、もともと根本  
的に何が問題だったのかということをおさざり  
したまま、今回、現状対応的な措置だけにとど  
まるとは、やはり私は適切ではないんじゃないか  
と考えております。

○畑野委員 時間が参りました。  
参考人の皆さん、きょうはありがとうございました。  
○鈴木委員長 次に、松浪健太君。  
○松浪委員 日本維新の会の松浪健太でありま  
す。

三人の参考人の皆様、本日はまことにありがと  
うございます。  
前回の委員会の質疑で、私も、これまでの政  
策、いつとき三千人まで年間ふやそうというよう  
なことまで考えたけれども、結局それに見合った  
訴訟が起きたわけでもなくて、これは私はい見  
誤り方だった、日本がアメリカのような訴訟社会  
にはならなくて、離婚等においても、訴訟より  
も、その前に抑えようという動きもやはり各国  
よりも強いんだというふうに思います。

しかしながら、私も余り雑談などは持つてく  
ることはないですけれども、二月二十五日の「ダイ  
ヤモンド」なんか、「司法エリート没落」なん  
で、こんなに派手なものが本屋に並ぶと、若い人  
たちが司法の世界を志そうという気持ちがやはり  
ある程度減入するということがあるんじゃないか  
かと思っております。

まさに、法曹に対して、かつてはすく敬意も  
あつたと私は思います。法曹が法曹たる、文系最  
難関資格として輝くためには、私は、法曹の黄金  
のトライアングル、これは何かという、きょう  
若い皆さん来られてますけれども、法曹を志す

人たちの高い志、夢がある、これが成り立つた  
にはやはり国民から敬意がある、そして、その敬  
意のある人たちはやはり多くの収入があつてしか  
るべきだろう。先ほどの質問の中で、お医者さん  
の話がありました。医者を志す人は多くいる、な  
ぜかという、やはり医者はもうかりまんねん  
というところは、これは必ずあると思うんですね。  
そういう意味では、需給ギャップは崩れている  
し、これまでの政策はやはり私は誤つていたとい  
うふうに思うんですけれども、角田参考人と郷原  
参考人に、この政策変更について、先ほど大き  
く変えるべきではないという御意見もありまし  
たけれども、これまでは成功していたのか、まさに  
僕は失敗していたと思うんですけれども、これは  
かどうかということ、それに対する御感想を  
短にお願いします。

○角田参考人 司法制度改革の中で、この法曹養  
成制度を現在のような形にしようというのは非常  
に熱を持って語られて実行されたわけですが、  
も、そういう観点で見直した場合には、うまくい  
たのか、それとも余りうまくいかなかったのか、  
こういう評価を求められれば、余りうまくい  
かないというふうに評価せざるを得ないだろうと  
いうふうに思います。

ただ、これをどう変えていくかということにつ  
いては、繰り返しになりますけれども、余り本  
本的に大きく制度を何度も何度も変えるという  
こと自体がむしろ大きなマイナスだと思います  
し、しかも理念としては今の法曹養成制度は間違  
つていたということはないと思っておりますので、  
できるだけこれを生かす形で見直しをしていく  
方向がいいのではないかと、こう考えます。

○郷原参考人 先ほど申しましたように、私  
は、法曹養成制度改革は大失敗だと思つてお  
ります。

その失敗の大きな原因として、先ほど申し  
ましたことに加えて、文科省と法務省という、考  
え方が全く違う役所がこの法科大学院を中心とする法

曹養成制度をつくらうとしたために、まさに役所の、省庁間のすき間に入り込んでしまった。これが非常に大きいと思います。

法務省の中にある考え方は、旧来の法曹を中心とする、かなり固定的な考え方です。そういう考え方のものでは、どうしても、法曹の能力が相当高くなければ法曹資格が与えられないということになります。文科省は、大学との関係でまたいろいろな事情があったんだらうと思いますけれども、そういう法曹をただだけ輩出できるかということの見きわめも余り十分行わなかった。七十校の法科大学院の設置を認めてしまった。

もともと、その段階で制度が失敗することはもう目に見えていたと思います。それを、失敗が目に見えていたのに、その後十年近くも同じ方向で引きずってしまった。それが全ての間違いなんじゃないかと思っております。

○松浪委員 特に、今、後半、法務省と文科省の問題、私も、それははつきりという場でおっしゃるというのは非常に意義深いことであろうかと思っております。

やはり、法科大学院をつくり過ぎたという問題があるかと思っております。この「ダイヤモンド」にも、七十一校か四校かのうちの二十六校が、もうこれは募集を停止していると、私、これはいいことだと思っております。

やはり法曹はベスト・アンド・ブライテストの世界ですから、幾らたくさんつくっても、角田先生は一機出身でいらつしやうって、郷原先生は東大出身でいらつしやうって、これは、二十七年の合格者数、合格率ですけれども、やはり一位は一機、四九・六%、東大が四八・〇%ということになっております。今は文科省も残酷な仕組みをつくつておられます。今は文科省も残酷な仕組みをつくつておられます。法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムということで、法科大学院をA、B、Cに分けて、そして補助金の出る分担率もそれぞれ変えていく。私は、これはいたし方のないことだと思っております。残念ながら、先生教えていらつしやる日本大学は、一六年の司法試験の合格

率は七・〇%ということで、やはり私は、ここは本当に競争の世界ですから、競争原理が働いて、それゆえに敬意が集まる。

特に私、この間、実務の問題を前回の質疑で行いました。法科大学院で実務の経験ある皆さん、どれぐらいいらつしやるんだと。それは、実務経験を持っていない人は半分の力で、半分実務経験のない人たちの中で実務の能力を上げるといっても、これまた、なるほどな、文科省と法務省の間のエアポケットに陥っているなというふうに思いました。

ですから、法科大学院は、これから絞って、私は、もつと絞った上で、補助金配分率ももつと上げる。そして、実務の人材を、もつと実務経験をふやしてやる。郷原先生の、これは卓見だと思っておりますけれども、もう二〇〇五年の段階で実務経験後受験者などというのを先進的におつしやうって、私、法科大学院を出たんだから逆に修習の中でこうしたものは軽くなるんだとか、そういう逆インセンティブがあるから法科大学院であるべきだと思っておりますけれども、これから法科大学院の数をぐつと絞っていくことについて、端的に御意見を伺いたいと思っております。

○角田参考人 これは、絞っていくというよりも、自然淘汰に近い形でこうなつてきていいると思っております。現象的にはこれはやむを得ないことだろつと思っておりますけれども、しかし、被害者は学生だつたんじゃないかというふうに思っております。要するに、募集停止に追い込まれた大学院に、最初のうたい文句はほとんど法曹資格を得られるはずだ、こういうことで言われていたわけですから、そういう大きな犠牲を払つてこうなつていいるという点については、非常にやはりそこは申しわけないな、この世代として、そういう感じを持ちました。

したがって、自然に絞られていくのはもうやむを得ない流れだつたという認識です。

○郷原参考人 絞つていけるを得ないと考えておりますが、問題は絞る方だと思っております。

淘汰に委ねるといっても、企業は別に淘汰に委ねてもいいわけですが、法科大学院を淘汰に委ねることが、それだけが正解なのかというところ、そこらにぶら下がっている学生がいるわけですし、少なくともこれまでの十年余りを考えてみると、そういう法科大学院に引きずられてしまつて、随分、若い世代、時間を無駄にしてしまつた人もいいる。そうなるか、何か、自然な成り行きというふうなものではなくて、もつと抜本的な対策を講じないといけないんじゃないかと思っております。

私が聞くところによりますと、最近の法科大学院の中には、志願者とか定員が充足していないと補助金が停止されてしまつたというところ、おおよそ司法試験に合格する可能性もないような学生でも、とにかく数を集めるしかないというふうなところもあるらしいんですね。それはもうその人にとつても不幸ですし、結局社会的にも無駄が生じると思っております。

そういう意味では、確かにこのあたりで抜本的に、これから先の法科大学院の残すべき数、規模というものをもつと強烈に政府主導で考えて、それに合うような今後の体制というのをつくつていかないといけないんじゃないかと思っております。

○松浪委員 私も、抜本改革、必要だと思つております。ここにもあるように、一八年度から募集停止を表明したある大学では、専任教員数が十二人で集まつた学生は十人で、教員の方が多かつたという、こんな冗談のようなことも出てきていいるわけですから、これはもう抜本改革をせざるを得ない問題であるというふうに思っております。

こうした中で、今、実務経験の問題も申し上げましたけれども、これは明らかに政策の失敗なんですね。

私はもともと厚生労働行政が主なんですからけれども、例えば歯医者さんの数がふえてしまつた、この場合は、大学で、ある程度文科省と連携をして厚労省の場合は課長級で交差して人材を配置していただつて、そこは連携いいんです。では、今、柔道整復師、これも平成十年から二倍ぐらになつ

ているんですね。なぜ二倍になつたか。この場合は、学校、専門学校をつくるというのを厚労省は抑えてきたんだけれども、政府は抑えてきたんだに負けたから、一気にふえて、柔整師の教員も倍ぐらになつて、食えない、不正受給がふえるという悪循環に陥つた。

少なくとも、この問題は、我々、そうした裁判に負けたものでもないということで、行政の問題、我々が未来を見誤つたという問題に端を発するので、これはやはり抜本改革が必要であらうと思っております。

私は、やはり、階先生おつしやうつたように、司法試験の受験資格を大きく持つ、そのかわりに法科大学院卒業者を企業が青田買いしていくようなものは必要なんだろうなというふうに思っております。前回の質問では、私は、ネットとかでもう先生方は御存じだと思つていられるけれども、まだ司法試験を受ける前の予備試験合格者に対して大手法律事務所が既にリクルートしていきつたというふうな例を出したんですけれども、その原因を、端的に、お二人に、なぜだろつという分析を願ひます。

○角田参考人 最後の、大手の法律事務所が青田買いをするというのは、やはり事務所にとつて優秀な人材を早く早期に確保してしまいたい、直接的にはそういうこと、非常に望ましくないことではないかなというふうに思っております。

もともと法曹養成については、確かに、きょうの議論でいろいろな方面から出ていいたように、最終的にどういふ姿が我が国の司法を運営する上でよくて、しかも数はどの程度というところを、やはりもう一度きちつと確定した上で、あるいは議論した上で方向づけをしていくのが必要だと思つたところでありま。

○郷原参考人 恐らく、大手法律事務所というのは司法試験合格者の中の一層上のクラス、二、三百人ぐらゐのところを獲得したいと考えてい

ろうと思うんです。それが、法科大学院を出て司法試験に合格した人の中にそれが多いのか、予備試験組の方が多いのかという点、最近では予備試験組の方が多くなっているという認識があるから、そういう背田買という方向に行くんだと思いませんし、結局、法科大学院が司法試験に合格させるという機能しかなければ、もうその予備試験との比較になり、結局、そういう司法試験の受験のための塾のようなところの方が効率的だということになれば、そっちの方から大手事務所の流れっていくということにならざるを得ないんじゃないかと思えます。

○松浪委員 済みません、中矢参考人にもちよつと伺いたいことがあったのですけれども、時間が終了してしまいましたので。

ともかくにも、きょういらつしゃつてゐる若い法曹を目指す皆さんにしっかりと夢を持っていただけるような、まさに私は、法曹の黄金のトライアングル、先ほどの必要だと思ひますので、今後ともどうぞよろしく願ひします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の方々には、それぞれ貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

第一類第三号

法務委員会議録第六号

平成二十九年三月二十四日

平成二十九年四月十七日印刷

平成二十九年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C